

# 若越郷土研究

37の4

## 福井県の成立と「嶺北」

### 「嶺南」地方の形成

中島 嘉文

はじめに

一八八一（明治一四）年二月七日、現在の福井県が成立する。一〇年前の七一（明治四）年の廃藩置県以後、福井県域の行政区画は、目まぐるしい変遷を遂げるが、その過程で県庁所在地をめぐる対立から木芽峠（嶺）以北・以南という地域利害が発生し、「嶺北」「嶺南」という言葉が誕生する。

今日、「嶺北」地方、「嶺南」地方という言葉は、政治・行政の場において、また、地理・気象用語などとしても広く県民に使われてい

るが、福井県域の近現代史を研究していく上においても重要な視点を与えてくれるものと思われる。

小稿では、廃藩置県以後の福井県域の行政区画の変遷のなかで、「嶺北」「嶺南」地方という言葉がどのようにして生まれ、定着していくかを明らかにすることを課題とする。<sup>①</sup>

#### 一、敦賀県への足羽県の併合

一八七一（明治四）年七月の廃藩置県により、藩は解体され三府三〇二県が出現した。これは、中央集権国家における地方統治機構形成の出発点となるが、県域の実態は旧藩と同じで錯綜していた。それが同年一月末には三府七二県となり、この時初めて地域的まとまりを持った地方行政区画が出来上がる。

福井県域においても七〇年一月に旧幕府領を中心に本保県が置かれ、翌年七月の廃藩置県により、福井・丸岡・大野・勝山・鯖江・小浜の各県が藩名を県名に変えた形で成立した。このほか、郡上（美濃）・西尾（三河）・加知山（安房）県の管轄地も存在した。これらの県が二つにまとめられて、同年一月二

〇日に敦賀県（若狭三郡と越前敦賀・南条・今立郡）と福井県（丹生・大野・吉田・足羽・坂井郡）が成立する。なお、福井県は一か月後の二月二〇日に、「人目一新ノ折柄福井県名足羽県ト致改唱度<sup>②</sup>」と太政官へ願ひ出て、足羽県と県名が変更された。

翌七二年四月敦賀県参事に赴任した藤井勉三（山口藩士）は、同年一月敦賀の開港と県域の拡大を求める建白書を政府へ提出した。開港は認められなかったが、県域の拡大は七年一月一四日の足羽県の敦賀県への併合という形で実現した。藤井の建白書では、七尾県の新川県および石川県への併合や犬上県の滋賀県への併合と地方行政の効率化を県域拡大の理由に上げているが、敦賀県の足羽県への併合ではなく、足羽県の敦賀県への併合がなされた理由の一つとしては、足羽県職員がすべて県内出身者で占められ、県庁が旧福井藩士の牙城の観を呈していたことの除去といふこともあったといわれる。<sup>④</sup> 実際、この併合が実現すると旧足羽県職員の多くは県庁を去ることになるとともに、敦賀県の県庁所在地をめぐる地方末端役人層を主体とする地域的

対立を引き起こすこととなる。

足羽県の敦賀県への併合が布達されると間髪を入れず同一月、前足羽県の権大属学務掛でこの時敦賀県の権大属であった富田厚積が併合の非を訴える建白書を政府へ提出した。藤井勉三の建白書を真つ向から論難するこの富田の建白は、当時横浜で発行されていた「日新真事誌」にも掲載され、後述の移庁をめぐる大区長の建白書にも影響を与えた。足羽県を併合した敦賀県政は、七三年三月には越前真宗門徒の一揆が起り、また、地租改正事業の進捗も思わしくなく、その運営はさまざまに困難に直面した。このような状況のなか、越前では福井移庁の世論の高まりを背景に大区長による福井移庁の建白書が政府へ提出されることになる。

## 二、大区長の建白書と「木嶺以南以北」

一八七五（明治八）年九月、越前の大区长一二名の連署（表①）を以て「移庁上申」が元老院へ提出された。その冒頭に「本年四月衆庶ノ希望ニ随ヒ連署ヲ以テ地方官ニ付シ本庁ヲ福井ノ地ニ移サレン事ヲ上言ス」とある

表① 福井「移庁上申」連署区长

大区	区长名	族籍
第8大区	岡部左門	福井士族
第9大区	久我次郎	福井士族
第10大区	荒川团治	福井士族
第11大区	土生忠忠	福井士族
第12大区	鈴木政太郎	福井士族
第13大区	山本準	福井士族
第14大区	近藤懋	福井士族
第15大区	有賀清門	福井士族
第16大区	杉山敬介	福井士族
第17大区	小笠原直也	勝山士族
第18大区	浅田生直	大野士族
第20大区	内山田衛	福井士族

注：族籍は明治7年「敦賀県区分表」による。

ところから見ると、同年四月にも同様の建白書が提出されていたようである。しかしこの建白書へは「当分難及詮議」の返答があり、大区長ほか大いに落胆するとともに「其待ツ所ノ衆庶ニ向テ懇説籌論スルニ由ナシ」と述べている。

そこで再び提出されたのがこの「移庁上申」の建白書であるが、「置庁ノ方位ハ庶民欲願ノ権」であり、圧倒的多数の「衆庶」は福井移庁を強く望んでいる故、大区長が代表して建白書を提出するとしている。

この建白書のなかでは行政事務取扱量が敦

賀本庁と比べ福井支庁の方がはるかに多いことを福井移庁の最大の論理としている。それとともに、「我県本庁ノ如キ一國ノ南隅ニ僻在シ木芽嶺ノ大山脈其地勢ヲ横截シ疆域殆ント他国ニ似テ」という文言があるが、「木芽嶺」によって区切られる二つの地域は他国のようであると述べている点が目される。

村請制を基盤とする近世幕藩国家体制から中央集権的国家体制となり、戸籍編制、徴兵、地租改正など中央政府の上意下達の仲介ほかささまざまな許認可権をもつ県、そしてそれらの行政事務を遂行する県庁の所在位置が、敦賀県において「木芽嶺」による往来の便不便を直接的契機として、政治・経済・文化などの差異とともににより生活圏の相違を人びとに認識させ始めたのである。

翌年早々には再び第八大区以北の人民惣代と大区長による福井への「移庁願」が建白された。その冒頭で「本県置庁ノ地位其宜ヲ得ス管内十ノ七八其便利ヲ失フニ付木嶺以北ノ人民各區々長ニ縋リ福井へ移庁アラン事ヲ企望」すると述べているが、ここに初めて地域の利害の対立を表わす「木嶺以北」という言

表② 福井移庁反対の建白書連署者

氏名	役職	経歴	族籍
池田良三	第2大区々長 第1大区々長	第5大区々長	小浜士族
佐藤良三		第2大区副区長	小浜士族
江坂四郎		第3大区々長	小浜士族
高木久郎			福井士族
山川一郎			小浜士族

注：経歴・族籍は明治7年『敦賀県区分表』による。

中島 福井県の成立と「嶺北」「嶺南」地方の形成

葉が使用される。そして、「木嶺以北」人民の「不便利」を「布令ノ速ニ管内ニ普及セサル」「下情上達上意下徹自緩延スル」旅泊之浪費ニ苦シミ参庁ヲ踴躍スル」布令ノ疑團ヲ質サントスルモ土地遠隔ノ為メニ閣ク「僻遠ノ人民ニ至ツテハ本庁ノ阻遠ナルヲ以テ恩威ノ出ル処ヲ知サル」文書郵送ノ繁碎ヲ極メ冗費之ニ従フ」と六つの理由を掲げて説明する。それとともに福井に

いるが、前述の「木嶺以北」のほかに「木嶺以南」「嶺北」という言葉が使われている。このように、県庁所在地をめぐる地域対立は、「木嶺以北」「嶺北」「木嶺以南」という言葉を生み出すのであるが、その対立は、福井移庁が実現すれば「国家用途多端」の折であるから移庁の費用は「衆庶贖金」で成し遂げると述べるほど切迫したものであった。

これに対して、同七年三月一日に「木嶺以南」の区長・元区長などより移庁反対の建白書が敦賀県権令山田武甫に提出された(表②)。前述の「木嶺以北」の人民惣代や大区長による「移庁願」に対し「木嶺以南」の人心疑懼狼狽ノ舞足ノ蹈ヲ不知カ如シ」の状態ゆえの懇願であると論ずる。敦賀県は瓢箪を横たえたような地形であり、その頭を若狭とし基底を木嶺以北とし、県庁所在地の敦賀郡を腰部とするゆえ敦賀は全管轄地域の枢要の地位を占める。たしかに、福井は管内

れとともに福井に県庁を置くことの至当なことを述べた後、「木嶺以南」如キハ敦賀或ハ小浜ノ内ニ一ツノ支庁ヲ置キ給ハ、即チ土地ノ大小人民衆寡ニ適シ」とし、もし福井移庁が実現すれば「嶺北」十万余人ノ人民從來百般ノ沮害ヲ免カレ無量ノ幸福ヲ享ル」と懇願して

この懇願書のなかで初めて「嶺北」「嶺南」という言葉が対句の形で使われることになる。以上のことから明らかのように、一八七五年から翌七六年にかけて、敦賀県の県庁所在地をめぐる福井移庁とその反対の建白書が出されるのであるが、その建白書のなかで「木嶺以北」↓「嶺北」、「木嶺以南」↓「嶺南」という地域利害の対立を表徴する言葉が生み出されていくのである。

なお、この敦賀県における福井移庁をめぐる問題は、政府による最終判断がなされないまま、七六年八月には敦賀県自体が消滅する。

三 石川・滋賀県への分属

一八七六(明治九)年に入ると、内務省は二度にわたり府県の統合を断行し、同年八月

には三府三五県となった。この時、加賀・能登を県域としていた石川県は、七六年四月に新川県（富山県域）を併合、さらに同年八月二日には、嶺北七郡を併合して人口一八二万人、旧石高二二〇万石となり人口、石高とも日本最大の県となった。そして、嶺南四郡は滋賀県へ併合された。

この内務省主導による七六年の府県廃合の目的は、まず第一に、地租軽減後の財政危機克服策の一環としての府県経費節減であり、府県費は七五年の五〇七万円が七六年には三七一万円となった。第二には、旧士族が県職員を独占している旧藩域依拠の県をなくすことによる地方行政の中央集権化であった。最大の課題であった鹿兒島県には手をつけることはできなかったが、佐賀・鶴ヶ岡・鳥取・名東県の廃止がその例である。名東県を合併した高知県においても初めて他県出身の県令が任命されたことも、地方行政の中央集権化を図る内務省の意図であった。

「藩政以来」の「陋習浸染」が深いとされ、「難治県」の一つであった石川県のこのよう  
な拡大は、府県経費の節減からは一定の意味

をもったが、地方行政の中央集権化という政府の意図にはかえって逆行したものともいえる。七八年七月の「郡区町村編制法」・「府県会規則」・「地方税規則」により最初の統一的地方制度が作られた。これにより、公選議員の構成する府県会が公認され住民の地方自治への部分的参加が認められたことは、地域の政治的経済的要求が提出される場の出来たことを意味した。このことが、七六年に県域を大きく広げた石川県政を矛盾に満ちたものにする。「府県会規則」に基づく七九年五月の最初の石川県会は、越前、加賀、能登、越中の地域の利害の噴出で勸業、土木工事、学校、医学所などに対する県予算の承認をめぐりその運営は著しく円滑さを欠き、また、コレラ病の流行もあって会期は五か月にも及んだ。その結果、七九年度予算案はほとんどの費目において修正が加えられた。特に、県立学校費及小学校補助費七〇、三五〇円の原案は、地域対立のなか小小学師範学校費や医学所費が大幅に削減され、三〇、二七三円に修正され積極的施策は何にも行なわれないという有様であった。

また、法理闘争に徹した越前地租改正反対運動は、桐山県令の免官と越前七郡地租改正再調査をもたらした石川県政の大きな蹉跌となるのであるが、八〇年二月に成立した南越七郡連合会の開設大意は次のように述べる。

該会ハ何ノ為メニ設ク地租改正ノ為メニ設クルナリ夫レ人ノ権利ハ結合ニ因テ保全シ  
(中略) 一箇ノ村凌ク可キモ合シテ十個ニ至レハ容易ニ庄シカタシ況ンヤ改租ノ主旨タルヤ寛苛輕重其ノ平ヲ得地ニ厚薄ノ弊ナク民ニ勞逸ノ偏ナカラシムルヲ要ス今之ヲ為サント欲スルヤ各郡村ノ共同一致其ノ目的ヲ一ニシ其方向ヲ均シフスルニ非スンハ能シ難シ

地租改正反対運動を展開する中で官に抵抗する「南越七郡四〇余万ノ人民」の団結を訴えるこの開設大意は、民衆レベルの意識における実質的な嶺北地方（南越七郡）の形成という側面からも注目される。

このような混乱した石川県政が、千坂県令をして二度にわたる分県の建言を政府へ提出せしめることとなる。八〇年一二月に「管地区画改良ノ義ニ付建言」を太政大臣三条実美

に提出することとなる。この建言のなかで千坂は「南越」（越前七郡）と旧加賀藩域の「加能越」の県会運営における対立事例を縷々述べた後、「恰モ一完人ヲ殺キテ四不具者ヲ作ルカ如シ」と慨歎している。また、「南越幸ニ地租再調ノ事竣ル此機ニ投シ断然分割ノ措置无カルヘカラス」とも述べている。これは七九年一二月の租第五五号に基づく越前七郡地租再調査事業が、翌八〇年一〇月県令の高圧的

受書提出要求を翌年には再審査をするという条件付で受け入れたことにより、一応の終了を遂げたことを指しており、福井県の設置と地租改正反対運動の不可分の関係を推定させるものである。

この千坂の建言書の提出を受けて内務卿松方正義は、八一年一月に「府県分合之儀ニ付上申」を太政大臣三条実美に上申する。その中で

前田氏之封地風俗慣習一切同一之地方ヲ以テ石川県ヲ被置越前七郡并ニ滋賀県下同国敦賀郡及ヒ若狭全国三郡ヲ以テ一県トシ治所ヲ越前福井ニ被相定更ニ福井県被置候ハ、彼此大小相当

とされた福井県の新置案と堺県の大阪府への併合案は、一月三一日元老院會議にかけられた。そこで伊東巳代治少書記官の提出理由は、

南越ノ民ト加能越中ノ民トハ常ニ軋轢シテ水炭相容レサルノ情況アリ今ニシテ之カ処分ヲナスンハ畜ニ治績ヲ挙ル能ハサルノミナラス異日或ハ動乱ノ基トナルモ亦知ルヘカラサルナリ

というものであるが、新置案と併合案は反対意見もなく全会一致で可決された。

一方、千坂の建言を受けて内務卿松方正義により「彼此大小相当」のため福井県に組入れられることになる敦賀郡と若狭三郡は、滋賀県に属し六年目を迎えていた。その滋賀県政は嶺南四郡を編入しても大きな混乱はなく、比較的順調に展開していた。敦賀県は大区小区制を採用、滋賀県は郡単位の区制で郡がそのまま行政用語として使用されていたが、一八七六年八月の滋賀県合併から七九年五月の郡制施行まで敦賀郡と若狭三郡の大区小区制はそのまま残されていた。そして、郡制移行の混乱を避けるために出された県達第三四号

第三条でも「若狭国及越前国敦賀郡戸長ノ儀は従前ノ通り数町村連合受持不苦候事」と特別の配慮をしている。また、七九年の第一回滋賀県会では、土木費予算のなかで敦賀塩津間や今津小浜間の道路修築費が特別に計上され、小浜初等師範学校設置費が県側の原案どおり可決されている。内陸県であった滋賀県に敦賀郡と若狭三郡が編入され、日本海に面したことは、滋賀県政に新しい課題を加えることになり、「若狭国及越前国敦賀郡」はまたまった地域として県政が施行されていくことになったと言えるであろう。

このように石川県政下の越前七郡は、とくに県会開設後において加賀・能登・越中との四すくみの対立に巻き込まれる中、「南越」地方として地域利害を主張するのであるが、それを下から支えたのが地租改正反対運動であり、「嶺北」地方の実質的形成がなされていたと言える。また、滋賀県政下の越前敦賀郡と若狭三郡も、日本海岸部四郡として独自の地方形成がなされていたと言えよう。

## 四、福井県の成立と「嶺北」「嶺南」

一八八一（明治一四）年二月七日に石川県と滋賀県から分離された越前七郡と敦賀郡・若狭三郡でもって、福井県が誕生し県庁は福井に置かれた。この新生福井県の成立は、前述の敦賀県の時期や石川・滋賀両県分属期の経緯からもわかるように、木嶺以北の越前七郡の人びとにとっては待望のものであったが、

木嶺以南の敦賀郡と若狭三郡の人びとにとっては、積極的理由が何もなく承服し難いものであった。それゆえ、福井県成立の布達が出されると直ちに遠敷郡の旧士族や各町村総代を主体とした滋賀県への復帰を望む復県運動が展開された<sup>20</sup>。小浜中学校で集会が開かれ運動方針や資金徴収方法が決定され、東京・大津・福井への請願人の選定が行なわれたほか、敦賀・三方・大飯郡の賛同を得るために人員派遣がなされている点が目される。

運動は二か月余にわたって行なわれ、滋賀県令の強力な支援にもかかわらず政府の決定を覆すまでには至らなかった。しかし、これを契機に「木嶺以南」の敦賀郡と若狭三郡では滋賀県への復県運動が執拗に繰返され、さ

まざまな請願書のなかで「若敦人民」<sup>21</sup>、「若越四郡」<sup>22</sup>、「嶺南四郡」<sup>23</sup>などの言葉が使用されることからわかるように、滋賀県への復県という敦賀郡と若狭三郡の共通課題が同地域の連帯性を強めて行くのである。

また、福井県成立後の一八八〇年代の福井県政においても、「嶺南」「嶺北」の融和が大きな課題となる。

新生福井県の最初の臨時県会が、常置委員の選任と明治一三年度臨時地方税徴収のため、八一年五月二五日に福井乾町東本願寺別院において開催された<sup>24</sup>。

同月三一日には、第一号議案常置委員の選出についての第二次会が開かれ、理事者側は、越前五名、若狭二名の選出を提案するがさまざまな意見が出て議論百出する。修正案は、越前七郡五名、若狭三郡と敦賀郡で二名とするものが大勢であったが、その表現に関して議論は数派に分れた。この状況に対し、「江越日報」の「福井県臨時会記事」によれば、

一番議員近藤藤五郎（坂井郡選出）が「議論数派に分れ一々起立を命ずる時は何れも半数に至らずして倒れ而して原案も消滅に至る

べし依て嶺南嶺北に分ち南に二人北に五人として可否を問はれたく」と議論をまとめ、本多鼎介議長がこれを採用し、字句表現は保留のまま定数と選出地域が議決に付され、多数決で可決された<sup>26</sup>。

また、同年七月一八日によりやく通常県会が開催されたが、ここでは土木費支出規則に關して道路橋梁費や治水費をめぐり激しい議論が展開された。とくに、治水費に關し少しでも多くの県費支出を求め「嶺北議員」とそれに反発する「嶺南議員」の争いを「江越日報」は、「木ノ芽南北の議員其意見を異にしたれば討論頗激烈にして起つて組んず勢なりし」と伝えている。そして、議長が議決に入ろうとすると、「嶺南議員」は休憩動議を提出し、また、議会が再開されると今度は議長に病氣退場を願ひ出て退場してしまふ有様で、その日は結局定足数に満たず閉会となった。この議論は数日に及んだが最終的に、土木費支出規則は審議未了の形となり、石黒県令は一〇月一五日甲第一六九号をもって「県下治水費の義本年度に於ては急破止むを得ざる修繕に限り地方税を以て支弁候条此旨布達候

事」という臨時的措置を取らざるを得なかつた。

このように、福井県成立直後の一八八一年の県会は、石川県管轄であつた越前七郡と滋賀県管轄であつた敦賀郡と若狭三郡の地域利害がさまざまな議案をめぐつて衝突し、理事者側はその融和に苦心するのであるが、「嶺北」地方、「嶺南」地方という認識が県会場で形成されるとともに、その議論を傍聴する新聞記者によつて広く県民に伝えられて行つたといえるであろう。また、県会での対立の背景にあつたのが嶺南四郡の滋賀県への復県運動であり、「嶺南」地方という自己認識をより強固なものにして行つたのである。

#### まとめ

一八八二(明治一五)年六月二三日、嶺南四郡の県会議員八名は、滋賀県への復県建言書<sup>28</sup>を元老院へ提出している。また、翌八三年三月の通常県会には「若越管轄分離」の建議案が提出され激しい議論がなされている<sup>29</sup>。建議案は、結局一対一七で否決されているが、その議論の中で坂井郡選出の土屋久左衛

門が次のように述べている。

本員は之を可とするの理由を述べん若狭人民は福井県合併に不平を鳴らすの止むを得ざるの実あるは之を等閑に附するは至極穩和ならず蓋し此の合併たるや人民の情願によるにあらず政府の適宜を以てせしものなれば兎も角県会よりは一応建議を為し而して政府に於て採用ならずと云ふにならば又止むを得ず

また、八六(明治一九)年一月の通常県会では、小浜英語学校費の削除が可決されたが、これを不満とする嶺南の県会議員から県庁の敦賀移転の建議案が提出された<sup>30</sup>。この問題は若狭街道開鑿問題と絡んで九一(明治二四)年の復県運動を引き起こす要因となるのであるが、建議案の審議の中で大野郡選出の安田十兵衛は次のように述べている。

嶺南四郡ハ肩ニアル瘰ナリ元ヨリ瘰ハ病ノ塊リナレハ度々激発シテ體ヲ悩マス然レトモ今コソ瘰ヲ断裁スレハ全身壯快ニナルヤ言ヲ待タズシテ必定ナリ依テ本員ハコレヨリ分県論ヲ主張セン

案における「嶺北」「嶺南」の地域利害の対立が大きな課題となるのである。それは、前記のように嶺北の議員の脳裏をも悩ますものがあり、坂井郡の土屋議員のような比較的穩和な対応と大野郡の安田議員のような切捨的な対応とがあつた。また、八三年二月の臨時県会では、丹生郡選出の永田定右衛門の建議案に反対する議員をさしての「しゃべりばち」発言に対し、遠敷郡選出の藤田孫平が議員の品位を問題にして抵抗するなど、地域利害の対立は議員の方言による発言までもしばしば問題としたのであつた<sup>31</sup>。

以上のように、一八八〇年代の県会における議員間の激しい議論の中で「嶺北」「嶺南」という言葉は、定着して行くのであるが、福井新聞でも八六年六月から七月にかけて嶺南地方の風物を紹介する「嶺南漫遊紀事」を一五回にわたつて連載し、そのなかでこれを契機に嶺南の記事の収集に努めると述べている。このような状況の中で、八八(明治二一)年の訓令第二八号「嶺南四郡米穀改良方」のように、理事者側も「嶺北」「嶺南」という言葉を使わざるをえないような、まとまつた地方

としての実態が出来上がって行く。そして、福井県域の近現代史においては、復興運動や県会での正面切った議論をはじめとして、「嶺北」「嶺南」という地域利害の対立が、さまざまな局面で影響を与え続けて行くのである。

注

- 1 本稿は、福井県史近現代史部会の資料調査および部会での議論によるところが大きい。とくに、近現代史部会調査執筆員でもある福井県立博物館学芸員笠松雅弘氏には、種々ご教授を受けた。
- 2 辛未十二月『公文録』諸県之部(福井県史)資料編一〇 近現代一 一四〇頁以下(県史一〇と略記)。
- 3 明治六年一月『公文録』大蔵省之部二(県史一〇 一四四頁)。
- 4 宮武骸骨『府藩県政史』一九四一年大島美津子「大久保支配体制下の府県統治」『年報政治学』近代日本政治における中央と地方 一九八四年。
- 5 吉田健「明治初期福井県の職員関係資料について」(『県史資料』第2号 一九九二年)。

6 富田厚積の建白書については、拙稿「明治初期の福井と建白書」(『福井の文化』第十七号 一九九〇年)参照。

7 表①の区長名をみると第六、七大区(南条郡と今立郡の一部)と第一九大区(大野郡和泉村域)を除く一二人の大区長のうち一〇人が福井藩士族である。このことは、福井置県一周年の一八八二(明治一五)年二月七日に、旧福井藩主松平春嶽が石黒務

県令と多賀義行少書記官に宛てた書簡(福井県令所蔵)の中で、福井置県に対し満腔の祝意を表していることを勘案すると、福井移庁を最も強く望んだのは旧福井藩士族であったといえるであろう。なお、書簡の中で春嶽は、次のように述べている。

本日は越前旧土臣民に無窮の幸福を従大政府授与されたる大祝日なり慶永不肖なりといへとも此祝日は死しても必忘却せざるなり旧臣民も亦慶永の意と同じく置県の幸福を拜受するの本日は子々孫々に伝へて遺忘せず紀念の今日を喜欣する情は胸中に充滿する事と信認せり

8 明治八年九月『公文録』元老院之部附録

(県史一〇 一六一〜一六二頁)

9 上中町有田 岡本卯兵衛家文書(県史一〇 一六二〜一六三頁)。この「移庁願」は、写しであり提出先や連署者の氏名がないが、同家に残された福井移庁反対の建白書には「仄カニ聞ク這般第八大区以北ノ人民惣代及各区长連署シテ吾敦賀県庁ヲ同国福井ノ地へ移サン事ヲ出願セリト」とある。

10 前掲9岡本家文書(県史一〇 一六三〜一六五頁)

11 大島美津子「大久保支配体制下の府県統治」『年報政治学』近代日本政治における中央と地方 一九八四年。

12 『公文別録』内務省一ノ一

13 『石川県議会議史』第一巻 一九六九年。

14 福井市二日市町 加藤竹雄氏蔵(県史一〇 三五三〜五四頁)。

15 明治十四年二月『公文録』内務省二月第二(県史一〇 一八二〜一八四頁)。なお、この千坂の建言書は、八〇年一月三〇日付の石川県下越前国足羽郡福井町勉強会議員三三名の連署による千坂県令宛の「県庁分立之儀ニ付献言(写)」(松平文庫)を受理



- した後に政府へ提出されたものと思われる。
- 「同献言」は、勉強会議員総代旧醬油御用  
達岩井喜右衛門が松平春嶽に宛てた書簡に  
同封されたものである。書簡では、千坂県  
令へ同じものを提出したが政府へ上申した  
か否かもわからない故、春嶽に内閣や要路  
の者への働きかけを依頼している。また、  
「同献言」に連署している三三名は、勉強  
会議員となっているが、福井の商人が中心  
メンバーであったと推定できる(池内啓近  
現代史部会長の御教唆による)。このこと  
は、行政区画をめぐる運動が、前掲7の旧  
士族中心から商人層までに広がりをもって  
きたと言ふことができるであろう。「勉強会  
議員」の名列は以下の通り。
- 小林八十吉 鈴木久太郎 高島久馬吉 伊  
藤菊次郎 野尻常造 梶平喜平治 松浦幸  
寿 嶋崎藤次 名村竹次郎 福田源三郎  
寺西清三郎 勝村清太郎 竹下芳太郎 八  
尾新助 大久保喜作 岩佐源次郎 岩井喜  
右衛門 小林芳太郎 永丸作次郎 松宮慎  
次郎 岡崎左喜介 酒井安兵衛 宗喜太郎  
安田和三郎 河合市太郎 多田専六 山田  
房次郎 岩城五平 島崎和作 宮本喜太郎  
馬来田豊 伊藤栄次郎 岸本莊助  
大槻弘 『越前自由民権運動の研究』一九  
八〇年 三八〜四三頁。なお、翌八一年の  
再審査要求は、石黒福井県令により拒否さ  
れた。
- 17 明治十四年二月『公文録』内務省二月第  
二(県史一〇 一八一〜八二頁)。
- 18 『元老院会筆記』前期第一〇巻 明治法  
制経済史研究所編 一九六四年 一三〜一  
六頁 第二百二十四号議案「福井県を置き  
堺県を廃する件」。
- 19 『滋賀県議史』第一巻 一九七一年。  
以下の記述は、同書による。
- 20 以下の記述は、前掲9岡本家文書(県史  
一〇 二二五〜三二頁)による。なお、嶺  
南四郡の復県運動については、池内啓「置  
県その前後」一九八一年、拙稿「嶺南四郡  
の復県運動」『福井県立若狭高等学校研究雑  
誌』XVI 一九八三年参照。
- 21 「復県建言」明治十五年『公文録』付録  
元老院建白書第三(県史一〇 二二二〜三  
六頁)。
- 22 「若越四郡分割建言添書」(滋賀県庁蔵  
長官建議類編冊)『滋賀県議史』第一巻  
一九七一年 一九〇〜九七頁。
- 23 前掲22、「府県制管轄区域修正請願」岡本  
家文書(県史一〇 二二七頁)。
- 24 福井県甲第四六号。福井県の成立により、  
三月中に県会議員選挙が行なわれたのであ  
るが、事務引継ぎなどの行政事務の混雑と  
復県運動の關係で遠敷郡を初めとする嶺南  
の議員の辞職が相次ぎ、五月まで臨時県会  
を開くことが出来なかった。
- 25 『江越日報』第四四号 一八八一年六月  
一〇日付。
- 26 第一条の字句は、最終的には、「常置委員  
八七人卜定メ若狭国三郡及越前敦賀郡ニテ  
二人越前国南条丹生今立足羽吉田坂井大野  
七郡ニテ五人ヲ撰ブベシ」となった。(『福  
井県議史』第一巻 一九七一年 五三六  
頁)。
- 27 『江越日報』第一二〇号 一八八一年九  
月八日付。
- 28 前掲21。
- 29 『福井新聞』第四〇四号 一八八三年三月

中島 福井県の成立と「嶺北」「嶺南」地方の形成

若越郷土研究 三十七卷四号

二四日付。

30 『明治二十年度福井県通常県会議事日誌』

31 『福井新聞』第六二四号 一八八三年二月一六日付。